

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	第一実業株式会社			コード	8059				
提出日	2025/6/5	異動（予定）日		2025/6/24					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	坂本嘉和	社外取締役	○											△			有	
2	山田奈美香	社外取締役	○										○				有	
3	中山和夫	社外取締役	○												○		有	
4	小山充義	社外取締役	○												○	新任	有	
5	小野亜希子	社外取締役	○									△					新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	坂本嘉和氏は税理士であり、2015年3月まで当社と顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は2015年3月期で100万円未満であり、取引額は僅少되었습니다。	坂本嘉和氏は、税理士として財政、金融、税務等に関する豊富な経験と識見を有しております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な助言及び監督をいたしております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	山田奈美香氏は、当社が法律顧問契約を締結している山田秀雄弁護士が主宰する山田・尾崎法律事務所に所属しておりますが、同事務所に対する2025年3月期の弁護士報酬の支払額は、金額として1,000万円を超えて、当社並びに同事務所双方の売上高に占める割合は1%未満であり、僅少です。	山田奈美香氏は、弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただきたく、社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3		中山和夫氏は、総合商社等における経営経験に加え、海外事業にも精通し、国内外の多岐に渡る業界の豊富な知見を有しております。今後も、独立した立場から経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただきたく、社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4		小山充義氏は、税理士として豊富な経験と財務及び会計に関する高い知識を有しております。2016年6月より社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく寄与されてきました。こうした実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役に適任と判断し、選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5	小野亜希子氏は2002年9月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの社員でした。	小野亜希子氏は、公認会計士として豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い知識を有しております。2024年6月より社外監査役として客観的かつ専門的見地からの助言及び適切な監査を行い、当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく寄与されてきました。こうした実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役に適任と判断し、選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。